

## 第16回東京都環境審議会総会

平成13年6月12日

○横山会長 第16回の東京都環境審議会を開催させていただきます。

夜分遅くの会議にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。

このあとは座って発言させていただきます。

本日の審議会は、去る5月24日に、東京都知事から、ダイオキシン類土壤汚染対策地域指定の件につきまして当審議会に諮問をいただきました。従来でしたら審議会を開きましてその適当な部会に付議するかどうかお諮りをしたところでございますけれども、今回は地域指定に関しましてかなり急ぎまして、そのため審議会を開きます時間的余裕がございませんでしたので、審議会運営要領第2によりまして会長の権限で水質土壤部会にこの件について付議させていただきます。

この付議に対しまして、6月8日に水質土壤部会が開催されまして、この件につきましてご検討いただいております本日ご報告をいただきます。

本日はこのご報告についてご審議いただきまして、先ほど申しましたダイオキシン類対策特別措置法によります地域指定につきましてご審議いただき、都知事の方に答申させていただきたいと思っております。よろしく協力のほどお願い申し上げます。

それでは、まず初めに事務局の方から確認事項をお願いいたします。

○木村計画担当課長 事務局を務めさせていただいております環境局総務部計画担当課長の木村でございます。よろしくお願いいたします。

ではまず初めに、本日の出席についてお知らせいたします。ただいまご出席の委員は13名で、審議会規則に定める定足数である過半数13名に達していることをご報告いたします。

続きまして新たな委員のご紹介をいたします。旧田無市長の末木委員にかわりご就任いただきました三鷹市長の安田委員でございます。

○安田委員 よろしく申し上げます。

○木村計画担当課長 次に、ダイオキシン類土壤汚染対策に係る諮問事項を調査審議するため、審議会規則の規定に従い臨時委員としてお願いいたしました大塚委員でございます。後ほど見えるということでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、お手元に配付いたしました資料が多くございますので、恐縮ですが資料の確認をお願いいたします。

資料1が東京都環境審議会委員名簿でございます。資料2が諮問書 諮問第16号の写しでございます。資料3が大田区大森南四丁目におけるダイオキシン類汚染の経緯でございます。資料4が大田区大森南四丁目におけるダイオキシン類土壤汚染対策の手続でございます。続きまして、部会でご審議もいただきました資料といたしまして、大田区大森四丁目におけるダイオキシン類土壤汚染対策地域指定の考え方が資料5でございます。資料6が大田区大森南四丁目におけるダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定(案)でございます。最後に資料7といたしまして、ダイオキシン類対策特別措置法の抜粋

をつけてございます。

なお、参考資料として、先日私どもの方で発行いたしました「東京の環境」をお届けしてございます。万一お手元にはない場合にはお申し出ください。

事務局からは以上です。

○横山会長 よろしいでしょうか。

それでは本日、中野環境局長にご出席いただいております。局長の方からご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○中野環境局長 環境局長の中野でございます。

本日は大変お忙しい中、また夜間の開催にもかかわらず、当審議会にご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

委員の皆様方には、日ごろから都の環境行政につきましてご指導、ご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

今回の諮問の内容でございますが、冒頭横山会長からお話ございましたように、昨年6月、大田区大森南四丁目地域の工事に関し、大田区が土壌の調査を行ったところ、環境基準を大幅に上回る高濃度のダイオキシン類が検出されたため、都ではさらに詳細な調査を行ってまいりましたが、このたび環境基準の 570 倍という高い数値が確認されました。

この区域は一般住民が立ち入れる場所であることから、住民の方々の不安も大きいものがございまして、早急に汚染土壌の除去等の対策を講じる必要がございます。

このため、ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条に基づくダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定についてご審議をお願いするものでございます。

この対策地域の指定は、我が国初のケースとなりますが、委員の皆様には本日の審議会におきまして十分にご審議をお願いし、答申をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○横山会長 ありがとうございます。

○木村計画担当課長 会長ちょっと済みません。先ほどご紹介いたしました臨時委員であります大塚委員がお見えになりましたのでご紹介いたします。

○大塚委員 大学の会議がございまして遅れまして申しわけございません。よろしくお願いいたします。

○横山会長 それでは早速審議に入ります。

本日の審議の中心でございます水質土壌部会からのご報告は、後ほど松尾部会長の方から詳細にご報告をいただくことになっておりますが、まずその前に、この大田区大森南四丁目におきますダイオキシン汚染の経緯と、それからその対策の手續につきまして事務局の方からご説明願います。

○長谷川環境改善部長 環境改善部長の長谷川でございます。私の方から資料3及び資料4の説明をさせていただきます。若干時間がかかりますので座って説明させていただきます。

資料3をごらんになってください。資料3が大田区大森南四丁目におけるダイオキシン類汚染の経緯に関する資料でございます。そこにごございますように、大森南四丁目におけるダイオキシン類汚染の発見の経緯と、その後私ども環境局が行いました調査の経緯が示してあります。

まず1番の汚染の発見の経緯をご説明いたします。①にございますように、汚染の発見の経緯は、都

の下水道局が光ファイバー工事を実施し、これに伴いまして区道を掘削しました。そのとき発生しました残土が油を含んでいる、こういうことで処分場への受け入れが拒否されまして、下水道局の方で受け入れ基準に係る項目を分析したところ、PCBが含まれていることが判明しました。これが平成12年2月でして、下水道局では現在大森東ポンプ所で汚染土壌を厳重保管しております。

下水道局としては、区道の掘削だったものですから、大田区にこの事実を報告しました。大田区の方では、PCBが含まれていること及びダイオキシン類の中にコプラナーPCBが新しく加えられたことから、PCBとあわせてダイオキシン類を分析しましたところ、環境基準 1,000 ピコグラムの約 16 倍の 1 万 6,000 ピコグラムのダイオキシン類が検出されました。

このことは私ども東京都の環境局にも報告され、9月に公表したところですが、具体的には後ろの2ページ目の別添1をごらんください。

別添1に汚染場所が示してございます。下の地図をごらんになっておわかりのように、現地と書いてあるところが汚染場所で、ちょうど位置的には羽田空港の北西、森ヶ崎処理場の近傍ということになります。この部分は工場地域でして、大部分は工場で、住宅はほとんどなく、常住人口は十数人という状況でございます。

具体的な場所は3ページ目をお開きになってください。その写真の正面の右側に、これはアパートですけれども、アパートがありまして、その手前に塀があって、塀のところに自転車が4台ばかりございます。ここで区道掘削工事に伴い高濃度ダイオキシンが発見されたわけでございます。後ほどご説明しますが、この塀の前側の区道と後側の今言いましたアパートとの間の駐車場、その左側の、これは高圧ガスの詰めかえ所ですけれども、その駐車場、この付近が汚染源になっております。

大田区の調査結果は4ページ目をお開きになってください。4ページ目のNo.3と書いてある場所が今の1万 6,000 ピコグラムの場所です。この結果からおわかりのように、1 万 6,000 ピコグラムが発見されたのは、地表面から1メートルから1メートル 50 ぐらいの下のところであり、ダイオキシン類はほとんどコプラナーPCBだということになっております。ちなみに、道路を隔てた左側のところにつきましては、No.1、No.2とも環境基準を下回っております。

続きまして、また先ほどの1ページ目に戻っていただきたいと思っております。私ども環境局はこの結果を受けまして、先ほど局長の挨拶にもありましたように、住民の不安を解消するために、私どもの局に設けております市街地土壌汚染対策検討委員会の意見に基づきまして現場周辺の大気、地下水、土壌等の環境調査を実施しました。調査の結果は、環境基準が設定されている項目はすべて環境基準以下、基準が設定されていない項目も一般環境と同様のレベルで、周辺環境には影響を及ぼしてない、このことを確認しております。

この関係の資料は 5 ページ目をお開きになってください。済みません、その前に先に6ページ目をお開きになっていただきたいと思っております。調査地点の地点図でございます。この中に窓がありますけれども、ここは汚染地の部分を拡大したところですが、そこにありますように、正方形で囲った1から6が地表面の土壌を分析したところですが、当該地は、先ほど言いましたように工場が多く、表土が露出しているところはほとんどございませんで、この部分が代表的な表土の露出地点ということになります。

次に、7番と書いてあります三角形で囲ったところは大気を測定したところですが、下の大きいところ、八

角形で囲ってあります8、9、10が井戸の水を分析したところです。周辺は井戸の水質が一般的に非常に悪いので、井戸がないので、約500メートルの範囲に広げて3カ所選んでおります。それからあと、十字架印の11、12、13が運河の水質・底質を分析したところです。その結果が、先ほどの5ページに戻りますけれども、土壌につきましては環境基準値1,000ピコグラムに対して最大地点でもNo.3の150ピコグラムで、環境基準を下回っているので、表土の飛散や流出による環境影響はないと考えられます。

大気につきましても、環境基準0.6ピコグラムに対して0.23ピコグラム、あと地下水、運河の水質も基準値を大幅に下回っています。また運河の底質につきましても、一般的な測定結果と大差がないという結果になってございます。

以上のことから、周辺環境には影響を及ぼしていない、こういう結論をつけてございます。

再び1ページ目に戻っていただきますと、3番に地歴調査の実施、いわゆるこの地区にどういった工場等があったかを調査しております。この結果が別添3ということで、7ページ目に書いてございます。7ページ目の上に表がございます。表に年と当該地における事業主体、PCBの使用状況等、それから下側の図に敷地の状況を示してございます。地歴は登記簿等から調べております。

まず昭和25年4月に当該地をKさんという共栄化成という会社の社長さんが取得しております。昭和30年ごろ、この共栄化成さん、化学工場であります。ここで無水フタル酸の製造を開始しました。ちなみに後ろの8ページ目の写真をごらんになっていただきますと、これは昭和38年の写真ですけれども、敷地内にあった工場の建物が写っておりますが、左のところに赤い丸がありますけれども、赤い丸の少し北側が先ほど区の調査で高濃度のダイオキシンが発見された場所、こういう状況になっております。

前の7ページ目に戻っていただきたいと思っております。共栄化成さんが無水フタル酸を製造したとき、右側のPCB使用状況等でありますように、ナフタレンを原材料として使用しており、加熱をしていましたけれども、熱媒体としてはPCBを使用しておりませんでした。ただKさんは、変圧器にPCBを使用した可能性があるというような証言をしております。

昭和37年に日本瓦斯化学工業、表2の下に書いてありますけれども、昭和46年に三菱江戸川化学と合併しまして、現在の三菱ガス化学ですけれども、そこが共栄化成さんを完全子会社化すると同時に、昭和37年ごろから製造ラインの熱媒体にPCBを使用しております。昭和37年7月に日本瓦斯化学工業さんがKさんから土地・建物一式を買い入れ、それを共栄化成に賃貸するという形になりましたが、事実上これまでと同じような操業をしております。

昭和39年2月に共栄化成が不渡り・清算に入りまして、10月に日本瓦斯化学工業さん、三菱ガス化学の前身が土地を更地化して、三菱ガス化学さんのお話だと、熱媒体のPCBについては回収し、同他県工場に輸送という形になっております。

撤去後の写真が9ページ目に載っております。こちらの写真でわかるように、撤去して完全更地化されて、先ほどの赤い丸の付近もきれいに整地されております。

前の7ページ目に戻っていただきますけれども、私どもとしては、これはいずれ審議会で費用負担計画を審議していただくとき議論していただきたいわけですけれども、1つは他人が北側の部分にPCBを捨てたのじゃないか、という会社側の主張がありますが、その点は先ほどの更地化の写真からおわかりのように、きれいになっているのでそういうことはないのじゃないかと考えております。それから例えば共

栄化成さんが日常的に多少PCBを漏洩されたのじゃないか、という主張もありますが、三菱ガス化学さんとの話の中でも、それから製造元の鐘淵化学工業さんも、PCBは劣化するものではなくて、通常的には密閉して長期継続して使用しているというので、通常作業時の漏洩はないのじゃないかと考えております。私どもとしては、後でお話しますけれども、原材料であるナフタレンと一緒にPCBも検出されているので、建物等を撤去するとき余ったPCBを投棄したのじゃないか、このような想定をしております。この点につきましては今後当審議会でご議論いただきたいと思います。

それで、昭和41年以降、一時材料置き場にして、42年に、現在土地の大部分を所有しております高圧ガスの充填を行っている会社に売却をしたという話になっております。

敷地の使用状況が図4にありますけれども、一応これは三菱ガス化学さんから提供された資料によってつくっておりますけれども、ここの中でハッチで示してありますのが粗製無水フタル酸の製造工場でPCBを使用している所です。ただ現実にはPCB汚染が発見されたのは左上の部分で、我々としては施設の撤去時、北側にごみを捨てる一環として捨てたのではないかと、このように推定しているところでございます。

もう一度1ページ目に戻っていただきますと、次に4番として、汚染範囲確定のための詳細調査を実施しております。これはいわゆる詳細調査と、あと環境省の指示によります追加調査から成り立っております。

これにつきましては10ページ目をごらんになっていただきたいと思います。10ページ目はダイオキシン類汚染に係る詳細調査等結果についてでございます。調査の方法ですが、1番に調査地点とありますけれども、いわゆる土壌の一般的な調査手法に従いまして、私ども汚染源と推定している化学工場跡地とその周辺を対象に、いわゆる碁盤の目状に地図上に線を引いて、交点を調査地点とするメッシュ法を用いております。一般的には30メートルメッシュで調査地点を設定いたしまして、区の調査で高濃度ダイオキシンが発見された地域については5メートル間隔のメッシュで調査をしております。それから一応表層から4メートル程度の深さまでボーリングも行っています。ボーリングの深さは区の調査結果で高濃度汚染が1メートルから1メートル50付近に見つかったということに基づき設定しております。

それから調査方法ですけれども、ダイオキシンの場合非常に分析に時間がかかるということと、調査費用も非常にかかるということなので、今回の調査ではダイオキシン類はコプラナーPCBということが推定がつかしましたので、市街地土壌汚染対策検討委員会で、こちらにご出席していただいております細見委員等のご指導も仰ぎまして、ダイオキシン類とコプラナーPCBの相関関係を求めて、PCB濃度からダイオキシン類濃度を推定する方法を使っております。

調査結果の概要ですけれども、その推定の根拠となったPCB濃度とダイオキシン類濃度の関係は下の相関図に書いてあるとおりで、特に高濃度領域については大部分がコプラナーPCBであり、それがダイオキシンということになりますので非常に相関がよく、相関係数自体がR2で0.8を超えております。

それで、この結果から大体PCBが25mg/kg、25ppmを超えるとダイオキシン類が1,000ピコグラムを超えるのではないかと、こういう形を推定しております。

具体的な結果につきましては11ページ目をお開きになっていただきたいと思います。その前に13ページ目をごらんになっていただきたいと思います。

13 ページ目に黒丸でナンバーを打ってあるところは、先ほど言ったメッシュ法で調査地点を設定したところ、ただ実際は建物等があつてなかなかきれいなメッシュがとれないので、多少変形になっております。

この調査の結果につき、概略を言いますと、PCB濃度で推定しておりますけれども、凡例の一番下の欄、点々で書いてあるところが大体PCB濃度で100 から10、ダイオキシンでは3,000 から500 となり、この図の点々の範囲内のどこかで1,000 ピコグラムを超えるラインが引けるだろうから、左上の角の部分が土壤の環境基準を超える地域だろうと推定しております。特に角地部分で区道に接する部分については、ダイオキシン類濃度で恐らく1万 ppm を超えるだろうと考えられ、上の方に最高濃度地点57万 pg-TEQ/g とありますけれども、これが詳細調査の結果発見された最高濃度地点で、今まで人が立ち入れる場所としては最高濃度になっております。

具体的な数値を示しました表については簡単に見方だけご説明させていただきます。11 ページ目をざらんになっていただきたいと思います。

11 ページ目に表がありますけれども、調査地点は先ほどの図の番号のとおりでございます。括弧内で書いてあるのは、当該地は盛土だとかがありまして、かなり高低がありますので、TPという東京湾の平均海面からの地表面高さを書いております。

それから現状地盤面下掘削深度は、TPを無視して現状地盤面を0として何メートルの深さまで掘っていったかという形になっております。これは原則0メートルのところから調査をしたいと思ったわけなんですけれども、例えばNo.2なんかを見ますと1.25メートルからになっておりますけれども、その間はコンクリート・アスファルト等の舗装や埋土あるいは瓦礫類があつて元々の土壤等がない状況、こういう状況ですので、旧地盤面の土壤が出てきた部分をもって一番浅い深度にしております。ただし0.35メートルみたいに、土壤は出てこなかったのですけれども、油がたまっているような部分については油だけ分析する、こういう方法をとっております。いずれにしても、ボーリング調査の結果では地表面近くはガラとかスレート瓦とか煉瓦とかコンクリートとか、いわば工場の撤去時の残滓が相当埋まっているという状況です。

それで分析結果ですが、PCBについてはそこにありますように全部やっております。その次のダイオキシン類は、No.1、No.2、No.3についてやりまして、先ほどご説明した相関関係を把握するのに使っております。それから非常に多量の油分が検出されたので、油分を分析しております。それから強熱減量、含水率も分析しております。

それから特筆すべきことは、PCBタイプもいわゆるガスクロのチャートで一応調べておりまして、基本的にはみんなKC-400、いわゆる熱媒体として使用しているPCBというふうに同定されました。それから油の項の中で一番注目されるのは、No.1とNo.3の中にナフタレン・プラスチック油という記載がありますが、油の中に化学物質の結晶がありまして、それを取り出して赤外線分析したところ、ナフタレンということを確認しております。

大体の状況は以上でございます。

それからちょっと言い忘れましたけれどもNo.13、今、左上が環境基準を超える汚染地域と言いましたけれども、1地点だけNo.13 が環境基準をスポット的に超える状況でございます。

それから14 ページ目に参考として地表の断面図を、非常に見にくくて申しわけないのですが、簡単に

示しております。この見方は、右下の、線に沿って断面を切ってみたという形になっておりまして、14 ページ目の図はいわゆる右下のうちの④—④'の図面を示してあります。見にくくて本当に申しわけないのですが、地下水位よりちょっと上のところに 57 万ピコグラムという高濃度汚染がNo.2のところにあつて、マイナス1メートルのところは5,600、それから急激に濃度が下がる、こんなような傾向が縦断面に出ています。基本的には2メートルから3メートルぐらいの深さ、一番深くてもそれぐらいのところまでが環境基準を超える地点だろう、このように類推しております。

15 ページ目も同じような図なので省略させていただきます。

16 ページ目をごらんになっていただきたいと思います。今日ご審議いただく対策地域を指定するに当たって環境省と事前相談いたしましたけれども、例えば No.2の地点は環境基準を超えているのですが、環境基準を超えない地点はNo.11 とかNo.9とかなり飛び離れていまして、環境省の方からPCBだけじゃなくてダイオキシンで環境基準を超えない点をはっきりさせ、後でご説明しますようにその2点間を結ぶ線の真ん中におろした垂線で対策地域を決めると言われていますので、No.2に対応する地点としてAの地点、No.8に対応する地点としてBの地点、No.16 に対応する地点としてCの地点、そのほかここにナンバリングを打ってある地点については土壌を保管しておりますので、保管土壌でPCBのほかにもダイオキシンを追加分析しております。その結果が 17 ページ目に載っております。

17 ページ目、A、B、Cについて、先ほどの表と同じような見方で見ていただきますと、ダイオキシン類についてA、B、Cとも 1,000 ピコグラムを下回っておりますし、同じくPCBもほとんど検出されませんので、私どもとしては、詳細調査で書いた線の範囲がほぼダイオキシン類汚染濃度範囲として正しいのではないかと、このように類推しております。

そのほか、参考として前の保存サンプルも幾つか分析しておりますけれども、1 点だけ参考として、後の対策の関係で言いますと、PCB溶出量を検査しております。これは、私どもとしては、ダイオキシンの環境基準を超えなくてもPCBが溶出基準を超えた場合には、この部分についても、土壌汚染対策を実質的にやる必要があるので、ダイオキシンの基準を超えない部分でPCBが溶出するかどうか見ましたところ、PCBは基本的にみんな不検出という形になっております。一応今の時点ではダイオキシン対策だけで済むのかなというふうに考えております。

これが資料3で、あわせて資料4の説明をさせていただきたいと思います。

資料4は大田区大森南四丁目におけるダイオキシン類土壌汚染対策の手続でございます。ダイオキシン類の土壌汚染につきましては、ダイオキシン類対策特別措置法で環境基準を超えたところについては地域を指定して対策を講じることができるという形になっております。そういう形で対策を講じますと、国の方から補助金が出るということになります。それから費用負担関係、右の方に費用負担関係と書いて、公害防止事業費事業者負担法とありますけれども、ダイオキシン類対策特別措置法に基づきまして地域指定をして一連の手続をとりましますと、公害防止事業費事業者負担法に基づきまして、いわゆる民法の規定と異なり、過去にさかのぼって汚染原因者と思われる者に対して費用負担を求めることができるということになっておりますので、私ども都の方針としてはダイオキシン類対策特別措置法に基づき対策を行う、こういう考えに立っております。

今の段階ですが、左の方の汚染範囲の確定調査をやつて、今日環境審議会の意見をお聞きして、答

申がいただけるようでしたらそれに基づきまして大田区長の意見を聞きまして、対策地域を指定して、公告をしまして、環境大臣へ報告あるいは大田区長へ通知をしたいと思っております。それが終わりますと次のステップで対策計画をつくるということになります。これは開かれた手続という形で地域の住民の方の意見を聞く公聴会という手続があります。それから同じく大田区長の意見を聞きまして、環境大臣の同意を得まして対策計画を決定し、公告して大田区長へ通知をするようになります。

それから、対策地域を指定しましたら、直ちに公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計画の検討をしたいと思っております。これについても環境審議会のご意見をお聞きするという規定になっております。この際重要なのは、費用負担計画の策定に先立って、費用の全額を明らかにしなければいけないので、対策計画の決定自体は環境審議会の意見を聞く必要はありませんけれども、基本的には対策計画を見ながら費用負担を考えなくてはならないので、対策計画についても、当審議会の意見を聞きながら進めていくような形になると思っております。

それで、費用負担計画の中でいわゆる汚染原因者と公的費用の負担の割合を決め、それから公的費用の割合の中で国と都、区の割合、この点を決めまして公表して、当該事業者へ通知した後、対策工事の施行に入る、こういう手順になります。

ちょっと簡単で申しわけなかったのですが、以上で資料3、資料4の説明を終わらせていただきます。  
○横山会長 ありがとうございます。

それでは、今部長の方から説明ございました資料3、大田区大森南四丁目におけるダイオキシン類汚染の経緯及び資料4、ダイオキシン類土壌汚染対策の手続、これにつきましてご質問ございましたらばご発言をお願いいたします。

○大塚委員 今日伺って最初にご発言して大変恐縮ですが、先ほどお話にもありましたように、7ページのところにありますようにナフタレンとPCBと一緒に投棄しているというふうに考えられるので、日本瓦斯化学が更地化をしたときにこれを捨てたのだらうというふうに推測されるわけですが、この推測のところができるだけ確実であるようにしていただいた方がいいなという感じがします。

というのは、ダイオキシン類対策特別措置法は、資料の7にもありますが、31条の7項で因果関係が明確でなければいけないという規定が入っていますので、これは三菱ガス化学が不服審査をしてくるという可能性も将来的にはありますので、その際に東京都が、これは日本瓦斯化学が捨てたのだということを証明する責任を負わされる可能性がありますので、多分大丈夫だろうとは私も思うのですが、できるだけこのところを詰めていただくと非常にありがたいというふうに思います。

○横山会長 ありがとうございます。この件につきましてはお答え願います。

○長谷川環境改善部長 今大塚委員の方からお話がありましたけれども、私どもも、この点につきましては、先生と事前にご相談させていただき、わかっておりますので、費用負担計画の審議をいただくまでに今の話に基づきまして資料を整理してお出しできるようにいろいろ努めていきたいというふうに思っております。

○横山会長 ご指摘の点は非常に大事な点というふうに都の方も十分に認識しているようでございますけれども、またご指導いただく点もあろうかと思っておりますが、よろしくをお願いいたします。

それではよろしいでございましょうか。それでは資料3及び資料4の説明につきましてはご了承いただ



いたことにいたしまして、早速本日の審議会の課題でございますこの大田区大森南四丁目におきますダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定の考え方及びその地域の指定につきましてご審議いただきませんが、この件につきましては先ほど申し上げましたように6月8日に水質土壤部会がご検討いただいております。その件につきまして、水質土壤部会長の松尾委員の方からご報告いただきたいと思います。お願いいたします。

○松尾委員 水質土壤部会長を仰せつかりました松尾でございます。どうぞよろしく申し上げます。

本件の大田区大森南四丁目におけるダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定につきましては、6月8日に部会を開催させていただきまして、そこでかなり精密な議論をさせていただいております。

その部会の報告に先立ちまして、まずその審議資料である資料5と6について事務局から内容の説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○長谷川環境改善部長 では、私の方で、申しわけございませんが座らせていただきまして資料5、資料6を説明させていただきます。資料5をごらんになっていただきたいと思います。

資料5、大田区大森南四丁目におけるダイオキシン類土壤汚染対策地域指定の考え方(案)でございます。

この考え方では、1つは対策地域の範囲をどうとらえるかという話と、2番目として対策地域の設定方法をどうするか、2つに分けて表記してございます。

対策地域の範囲でございますけれども、ダイオキシン類対策特別措置法では、対策地域として指定できる要件は、(1)として土壤の汚染が環境基準(1,000pg-TEQ/g)を超える地域、これが1つの要件となっております、もう1つ政令で定める要件という形で、人が立ち入ることができる地域、この2つにかなう地域としております。

この規定に基づきまして対策地域の範囲を決めるわけですが、当然のことながら土壤の環境基準を超える地域の中で、人が立ち入る地域をどう見るかという話がありますけれども、①の区道、これは当然だれもが歩いていますので立ち入る地域になると思います。②が、塀がなく、区道から自由に立ち入ることができる民地とありますけれども、これが下の②の斜線の部分ですが、これは②の部分アパートになっておりますので、アパートの人は当然のことながらいつも立ち入っていますし、それから普通の人も入れないことはない、これは十分その地域に該当するのではないかと考えます。それから③は、塀で仕切られているが、区道に隣接し、その汚染源と考えられる民地です。③の地域ですが、確かに塀で区切られていますけれども、どうも区道の汚染原因はここではないか、あるいは逆に①、②の地域の汚染土壌を除去してもこちらの方にくるのではないかと、部会ではこういうご意見で①、②、③の地域を指定したらというお話がございました。

それから対策地域の設定方法、これについては別紙でご説明しますが、基本的にはこれらの地域につきまして原則としてダイオキシン類に係る土壤調査マニュアル、これに基づきまして設定しようということ、ただし特別な地域として、この方法では範囲を余りに広くとり過ぎるような区道とか建物の下については、地下構築物の設置状況とか汚染土壌の過去の掘削・除去の状況、そういうのを踏まえて設定しようということでもとまりました。

それでは、別紙で議論の内容についてご説明いたします。

別紙でダイオキシン類土壌汚染対策地域の線引きについてということで、原則として環境省マニュアルの方法により線引きした部分が示されております。対策地域の線引きは、そこにございますように原則としてダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル(平成12年環境庁)の方法に従っております。

すなわち、下の図の「あ」「い」「う」「え」「お」「か」のそれぞれのラインについて、基本的な考え方は先ほど補完調査で言いましたように、環境基準超過地点と近接する環境基準を満たす地点とを直線で結び、その中間点より垂線を引き、各垂線の交点で結ばれた多角形を汚染範囲とする方法によりました。非常にわかりにくいのですが、その下の図の一番左に「あ」、と書いてあって、「あ」のところに点線が引かれていますけれども、この引き方は具体的には No.21 の地点が環境基準を超過しているが、A の地点は環境基準以下なので、この二点を結ぶ線に垂線を立ててこれを太い点線で引きましたということです。それから例えば「う」の線につきましては、No.3が環境基準を超過しており、No.7が環境基準以下なので、それを結ぶ線の中間の点に垂線を引きました。そういう形で垂線を引いていくと、太線の点々という形で線が引かれ、境界が示せるようになります。

ここで、備考とありますのは、多少位置がずれている点については、位置をずらして仮定点を置いて垂線を引いたとか、その辺の説明でございますので省略させていただきます。

問題は区道の部分ですけれども、先ほどの区の調査で左側の区道の部分の端の方は基準以下、あるいは都の調査でも区道の北側の部分の向こう側は基準以下でありますから、マニュアルで線を引きますと道の真ん中が境界になる格好になりますけれども、現実には北側には、そこに地下構造物の絵がハッチで描いてありますけれども、下水道局が設置しております雨水放流渠がここにかかなりの深さまで入っていて、側面には矢板が打ってあります。おそらくこの線の向こうには汚染土壌はないだろうという形で、その矢板を打った線に沿って「き」の線を引いております。

それから左側の部分につきましては、下水道局の光ケーブルの工事で汚染土壌を既に除去しております。だから工事区域を多少余裕を見た線で引けばいいだろうということで境界を決めました。このように道路部分は、マニュアルによらないで、いわゆる汚染土壌の掘削・除去の記録、あるいは地下構築物の存在線をもって境界としております。

それから3番目が、建物の下、ちょうどアパートになっておりますけれども、ここも、マニュアルによりますと建物の下に線が延びますけれども、先ほどの詳細調査結果を見ていますと、建物下は環境基準を超える領域からずれているので、安全を見すぎて境界を設定することになるのじゃないか。それから建物下は基礎をつくっておりますし、基礎図面を見ますとちょうど角々にフーチングとかかなり大きな基礎をつくっておりますし、あと布基礎という基礎を設置していますので、仮に建物下が多少汚染地域にかかっても汚染土壌は除去されているだろうと考えられます。だから建物側は、今、言いましたように、詳細調査の結果プラス多少汚染地域にかかっても汚染土壌は除去されているだろうということで、いわゆる建物の壁に沿う形で境界をつくっております。以上、述べましたように、基本的には環境省のマニュアルによる方法によりまして線を引きましたが、道路側は汚染土壌の掘削の記録、あるいはいわゆる下水の雨水放流渠の境界をもって線を引く、それから建物下は、今、言いました理由で除外しております。

そういう形で線を引いた結果が資料6に整理してございます。資料6を読み上げさせていただきます。

## 大田区大森南四丁目におけるダイオキシン類

### 土壌汚染対策地区の指定(案)

対策地域の区域大田区大森南四丁目11番並びに大田区道12-146号線及び12-171号線のうち別図※のとおり

それで、次の図に別図として対策地域の区域が今言った形で線引きで示されております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○横山会長 ありがとうございます。

ただいま資料5、地域指定の考え方、それに基づきまして資料6、対策地域の指定(案)、これにつきましてご説明をいただいたところでございます。松尾部会長の方から。

○松尾委員 それでは部会での審議状況等について簡単に概略をご報告したいと思います。

資料5のところには、1つ範囲を決めるという考え方の問題と、それから具体的にどのところへ線を引くかという2つのことが案件であります。

考え方については先ほど部長からもご報告ありましたが、区道、要するに一般の人が入れるというところ、それから一般の人は入れないけれども、汚染源につながっているだろうと思われるところ、その2つの部分で環境基準を超えているものについて対象とするということではないかとも私たちが思っております。

それからどこに線引きをするかという問題は、今もご説明があったとおりでありますけれども、環境省のマニュアルに従って、クリーンなところと汚染されているところの間で線を引くという原則でやっているわけでありまして、建物があったり、地下の構造物、下水道の工事が既に済んでいたりというようなこともありまして、そこで区切られてくる資料6で示されるようなこの線ではかろうというふうに我々も思っております。

しかし、その真ん中で線を引くというのですが、本当にそこできれいになっているかどうかという確認がやはりもう少し必要かもしれないし、深さ方向もどこまでいったらいいかということも問題だろうし、それから工事の間に、地下水位が少し高いですから、掘削した後に地下水が残るかもしれない。それから既に下水道局が今保管しているものをどう始末するかという、そういう意味で大体の線は引けて、考え方は整理できているのですが、具体的にいざ工事になるとかなり注意をしながらやらなければいけないのではないかと問題になるので、それをどの段階、どういうふうに伝えるかということが重要などだと思いますが、先ほどの資料4にあった手順の段階でいくと対策計画決定という、この過程で具体的にどこで矢板を打つかとか、どういう掘削をするのかということが決まってくる。その段階で今のようなことを注意してもらえればいいのかということで、原案の資料5の考え方、資料6で示したこの基本的な線引きの線はこのとおりでいいのではないかと。しかし、具体的な計画の策定の段階ではそういう取り残しのないような、あるいは汚染がほかに広がらないような措置は十分考えてやっていく必要がある

だろう、そういうようなことをあえて申し添える格好で部会としてはこの原案を了解しております。

以上、簡単ですが部会の報告とさせていただきます。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、今部長及び部会長の方からご報告のありました資料5及び資料6につきましてご審議をお願いいたします。

○伊藤委員 今言いました範囲のところなんですけれども、環境省の設定マニュアルによって、中間点ということですね。今も問題になっているとおっしゃったように、中間点では、片やすごく高くなっていて基準を超えていて、片やちょっと安全、セーフのそこの本当の中間点でいいかは、かなり問題だと思うのですね。せっかく指定してそこのを除去するのであれば、やはり住民が安心を持てる、中間点のちょっと端だとわからないのでは住民は安心を持ってないと思うのですね。だからそこはやはり慎重に範囲は指定すべきだと思います。

○横山会長 ありがとうございます。

ただいまのご意見、住民の方たちのいろいろとご心配等もございますので、実際の計画の設定あるいは工事の実施のときに当たりましては、住民の方たちの不安が残らないように十分に考慮していただきたいと思います。

○松尾委員 ちょっとよろしいですか。具体的にどういうことをやることになりますか、また真ん中の真ん中をやるような格好になりますかね。そのチェックする方法というのはどうなのが現実的にはありそうでしょうか。

○長谷川環境改善部長 私どもで考えているのは、恐らく汚染土壌の除去に当たっては、建屋で覆って外部に作業用の空気が揮散しないようにするとか、あるいは矢板を打つのも、この複雑な形の曲線どおりに覆ったり、矢板を打つより、むしろ例えばへっこみの部分なんかはまっすぐ打ってやった方がいいだろうし、そういう工法的にいわゆる余裕を持たせるという話と、あと水質土壌部会でも議論がありましたけれども、掘削面の状況を見てですか、油がある場合はPCBを分析すれば、ここの場合はダイオキシン汚染土壌があるかどうかははっきりわかるので、これを工程管理の中でやるという形での対応を考えております。くり返しますが、工事用の工作物や何かをつくる段階においては余りこの線に沿ってぎちぎちにつくることを考えないで余裕を持たせること、むしろその方が費用が安いと思いますので、そういうやり方と、あと工程管理上PCB等を指標に使って作業を進めていくようなことを、対策計画策定の中で水質土壌部会の先生方ともご相談し考えていきたいと思っています。

○細見委員 水質土壌部会でも少し今のような議論が出ました。確かに今回の汚染の原因は、明らかにPCB、特にKC-400 と呼ばれているような物質であろうというのが推定できますので、現地で実際掘削する際において、例えば免疫アッセイのような手法だとか、あるいはECDを使えば1日の間でも答えが出ますので、その場でこれは汚染土壌かどうかというのはすぐに判断がつくものと私は思いますので、実際の工事、除去においては、かなりその場その場に応じて、ダイオキシンをはかるというのは非常に難しいことなんです、PCBそのものだけをはかるというのに関してはかなりその場その場に応じて対応できると思いますので、今のご心配の点に関しては、実際にその場を見ないと、今回もいろいろ瓦礫とかいっぱいあるような環境ですので、そこでもどれが瓦礫だとか土壌とかと区別しながらやらないとい

けないとも思いますので、かなりその場に応じて対応をとれるようにしたいと思いますし、PCBについて見れば、ダイオキシンの汚染かどうかというので判断できるだろうと思っております。

○横山会長 ありがとうございます。

先ほど大塚委員の方から、この汚染が、ちょっと名前は忘れましたが、その事業の結果であることは十分に確認するよというお話が出ました。今PCBを1つのマーカーとして土壌汚染の状況を見ながら工事を進めるというお話でございました。一度確認させていただきますけれども、これはPCB、いわゆるここではコプラナーPCBが主体のようでございますが、これがいわゆるダイオキシン類のもとになっている、これはもう一応間違いないというふうに受けとめてよろしゅうございましょうか。

○細見委員 はい。

○横山会長 じゃその辺は間違いない、こういうことでございますので、工程の途中でPCBを見ながら進めていただくということで、先ほど伊藤委員の方のご心配の点も十分に組み入れていただきたいと思います。

○織委員 これから対策を実施していくに当たって、地域住民とのリスクコミュニケーションというのが非常に重要なポイントになってくると思います。それで、それは当然対策実施において住民参加をどうしていくのかということもそうなんですけれども、スタートの時点から、対策地域の範囲をどのように設定したかということも地域の方にわかりやすく、それからまた不安がないように、この設定について合理的に理解していただくということが非常に重要なポイントになってくると思います。

それで、今のご説明で基本的な考え方はわかったのですが、私みたいな一般素人はむしろ、多分これは非常に難しいと思うのですが、全体の汚染の拡散の状況がわかっている中で、中心が赤いポイントでだんだん薄まってきて、だからこういうふうに分けていっているのだというような、そういうビジュアルな絵でわかりやすく説明していただければ一番納得感があるのではないかなというふうに思います。

○横山会長 これは……。じゃお願いいたします。○長谷川環境改善部長 私ども対策地域を決めて対策計画をやる中で、住民参加というのは非常に重要だと思っていて、今までも周辺環境に影響を及ぼしていないかどうか、皆さんご心配だろうと思っていて、周辺環境調査をやって、その結果に関しては町会単位でご説明をしております。同じように、この地域指定の議論をする前に、この地域の地権者の方や関係者の方には内々こういう形でいきますよということもやっていますし、それから今一番大事なのは、これから工事にかかったとき、2人の先生からお話があったように、この地域の対策だけで十分かどうか、あるいは工事した土が周りに飛散するのじゃないか、ガスが揮散するのじゃないかということが気になると思われるので、工法のやり方とか、汚染土壌をどこか場外で処理する場合、場外処理する車両はどのような形でどのように運搬するか、その辺については十分PRしていきたいと思っております。それから、汚染土壌の存在の場所についてですが、我々も何とか三次元でビジュアルに見せたいと思って、正直言うといろいろ工夫して、模型もつくってみたのですが、なかなかうまくいかなかったのが実情です。それについては今後の検討課題として、よくわかるような形で説明会には可能だったら出すようにしたいと思いますし、そうじゃない場合でも別な方法で、補完的によく説明できるようにしたいと思います。

○横山会長 よろしいですか。

○織委員 市民的に気になったのは、先ほど余り住民の民家がないということだったのですが、地図で見ますと保育園が結構近くにあるので、子どもたちの散歩道ですとか、そういったようなご心配が多分ご父兄から出てくるのではないかなという点が1点懸念されましたので、ご配慮願いたいと思います。

○横山会長 ありがとうございます。

○長谷川環境改善部長 1点だけ補足させていただきます。

保育園の方からもいろいろお話がありまして、周辺環境調査のとき、保育園の方がよく遊びに行く公園の表層土壌等も分析しております。それから住民説明会のときに保育園の方も来られまして、今現在は安心という話をしましたし、これから工事をやるとき、多分工事中の粉塵や何か飛ぶような工法についても繰り返し説明するように努めてまいりたいと思います。

○横山会長 ありがとうございます。

○坂本委員 まず、環境省のマニュアルによる調査方法というのがもともとどのくらいの広い範囲での汚染を考えてこういう方法を採用しているかによって考え方が随分違うかなという気がするのです。

なぜかと申しますと、今出ている中のデータのうち、No.6とNo.7のところの濃度差と、No.8とNo.7の濃度差がべらぼうに違うのですね。そうするとこれは、非常に広い範囲のところ、要するにサンプリングの代表性ということを申し上げたいのですが、この1つの点に対する非常に大きな信頼を置いた形で今この線を引いているということを見ると、まさに先ほど工事の過程で土の中のPCBとか油分だとか、そういうものを見ながらやっていくということをお聞きしたので安心したのですが、そうでないとこれは非常に何か怖い部分があるな。濃度の勾配が余りにも大きいところがありますので、その点非常に気になりましたので、ぜひその工事をするときには、あくまでこれは目安としてこういう地域設定をして、やっていくときのPCBの先ほどの濃度なり、わりと簡易に分析するものでそういう目安をつけながらやっていただきたいというふうに思います。

○松尾委員 おっしゃるとおりだと思います。我々もその濃度の勾配は気がついていまして、真ん中じゃどうもまずいのじゃないかというような感じはしています。ですから、濃度が何かぎりぎりのところと、非常にこういうような急勾配のところはやはりもうちょっと丁寧に見ないといけないのだろうということはそのときも議論していまして、やっています。

それから、ちょっと見ていただくと、深さ方向の、資料3の11ページですか、深さ方向を見ていただきますと、やはり非常に上の方が濃くて、ちょっと下へいくともう非常に差があるわけです。ですからそういう意味ではさっきも部長が説明していましたが、かなり上の方に偏っている感じがしまして、深い方は比較的クリーンである、そういう意味では汚染も非常に限られたところにありそうな印象は持っています。しかし平面方向は、この真ん中というのはちょっと余りにも簡単な決め方だろうというふうには思っていて、それは注意をしているところであります。

以上ちょっと補足しました。

○横山会長 ありがとうございます。

ただいままで地域指定の具体的な線引きにつきましていろいろとご心配のご意見が出されておりますが、その点につきましては先ほどから部会長及び部長の方からご返答ございましたように、実際のときにはPCBという1つのマーカーを使いながら慎重に工事を進めるというご返答であったと思います。

○岸委員 僕が聞き落としたかもしれないのですけれども、汚染範囲というのがここには一応指定されているわけですが、実際の工事のプロセスを考えると、掘削範囲というのが先ほどの話じゃないですけれども出てくるわけですね。多分部会で事例が出たと思うのですけれども、横浜の鶴見川の脇でやはり高濃度のPCB、ダイオキシンが出まして処理のような委員会の対応があったのですけれども、やはり予想しないようなところから実際掘削を始めると出てしまったりするのです。だから、汚染範囲というのと別に、かなりの安全度を見込んで掘削範囲、多分掘削しなきゃいけないわけですから、掘削範囲というような概念を入れて絵を描いておくという必要があるのかなと思うのです。

それで、この場所の規模からすると大げさなモニタリングもなかなかできないでしょうから、そんな形で掘削した安全をチェックする範囲というのを別に線引きしたらどうかと思うのです。

○長谷川環境改善部長 一応私どもとして、先ほどお話したように対策地域としてはここでご指定していただいて、先ほどの屈曲が複雑な部分や何かはむしろ工法的にそういう形で矢板を打つよりはフラットに打った方がいいとか、そういう話もありますので、今岸委員の言われた趣旨に多分近い形で実際に掘りながら様子を見ながら工事を進めていくということは間違いなくやっていきたいというふうに思っています。

○横山会長 ありがとうございます。

○松尾委員 このピンクの線が書いてありますよね。ですから深さ方向はこういうような格好で、さっきの三次元の図が書けないというようなこと、模型が使えないということを部長が言っていましたけれども、まあ基本的には、平面はさっきの図ですけれども、深さ方向はこんなような図が出てきて、それを合わせて多分やる、現実的には多分そういうことになるのじゃないかというふうに思いますけれども、この最後掘ったところを一応目で見ると、確認する作業は一応しておく必要があるだろうというふうには思います。

そのとき水がたまりそうな部分があって、その水がたまったものをどう処置するかなんというのはちょっとここでは書き切れないかもしれませんが、現実にはいろいろなさっきの、飛散するか揮発するかいろんなことを言っていました、水なんかの処置も多分かなり考えないといけないのかもしれないですね。

○織委員 ご質問なんですけれども、地下水系の流れは大体わかっていらっしゃるのですか、このあたりは。

○長谷川環境改善部長 この地域はいわゆる運河に接していて、ほとんど地下水の流れはないか、潮の流れに多少沿って動くくらいで、いわゆる三多摩の台地部みたいなはっきりした地下水の流れはないというふうに見ています。それから現実に井戸の水質を測定した結果をみても特に問題はなかったです。

○横山会長 大分いろいろとご意見なりご注文も出たようでございますけれども、さらに何かご発言ございますでしょうか。

○中杉委員 私も掘削範囲を大きめにとるということは大いに賛成なんです、その場合に地権者の方、一応危険区域がここまでだということになると、法的な面で言えばその範囲という形になってしまうのじゃないかというふうに思いますので、そういう意味で地権者の方のご理解というか、それがどうしても必要になってくるのではないかと思うのですが、その点はいかがででしょうか。

○長谷川環境改善部長 実は本審議会に資料を出す前に、民地が掘削の対象になっていますので、よろしいですかということで地権者の方にはお話しして、詳細なこういう図面ではないのですが、図面もお見せしながらお話をしてお協力賜るという了解はいただいております。

それで、今日答申をいただきまして、大田区長のご同意もいただければ、それに基づいて正式に対策地域を決めた段階で、再度お話ししようと思っています。

○横山会長 ありがとうございます。

それではよろしゅうございましょうか。いろいろご意見をいただきました。これらは十分に踏まえて、今までいろいろと住民の折衝あるいは地権者の人の説明等も努めてまいられたようでございます。その上に立ちまして、この資料5によります大田区大森南四丁目におきますダイオキシン類土壤汚染地域の指定の考え方、それからそれに基づきます地域指定、それぞれ(案)になっておりますが、この資料5と6、一応これは適当なものである、妥当なものであるというふうにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

○寺西委員 1点だけちょっと。私も全然異議があるわけじゃないのですが、この対策の手続を見ると、右側に費用負担計画検討というのが手続的にはこの後に予定されているわけで、その費用が、例えば今回指定したような対策地域くらいの範囲で、今想定されているような深さ程度で、多少掘削範囲を少し広げるとして、どの程度の費用がかかると思われるのでしょうか。その目安みたいなものは何かあるのでしょうか。

○長谷川環境改善部長 一応我々の試算では、いわゆる億の単位で数億円ぐらいになるのじゃないかと推定しております。ただ詳細については対策地域を決めていただいて、ご意見のありました工法なんかを検討し、積算しなければいけないのですが、基本的には億の単位をはるかに超えると思います。

○寺西委員 わかりました。

○横山会長 よろしいですか。それでは、この資料5と6に述べられました考え方及び地域指定につきまして、一応本審議会として適当であるというふうにご承認いただいたものとさせていただきたいと思えます。

それでは、その線に沿いまして都知事の方に答申させていただきますが、何か例によりまして答申文がもうでき上がっているようでございますので、ちょっと配ってください。

それでは答申文の朗読をお願いいたします。

○長谷川環境改善部長 それでは答申文を朗読いたします。

13 都環審第7号 平成13年6月12日

東京都知事 石原 慎太郎様

東京都環境審議会会長 横山 榮二



ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条の規定による対策地域の指定について

答 申

平成 13 年 5 月 24 日付で諮問のあったこのことについては、別添大田区大森南四丁目におけるダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定のとおりとすることは適当であると認めます。

なお別添につきましては先ほどご説明いたしましたので省略させていただきます。

以上でございます。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから答申書をお渡ししたいと思います。

答申書の内容は今朝読ございましたので、それではこれで答申させていただきます。よろしく。

(答申書手交)

○横山会長 それでは、本日の審議はこれをもって大体終了いたしました。最後にまた、中野局長の方からご挨拶がいただけるようでございます。

○中野環境局長 ただいま横山会長からダイオキシン類対策特別措置法第 29 条に基づきます対策地域の指定につきまして答申をちょうだいいたしました。大変ありがとうございました。

ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定につきましては、6 月 8 日の水質土壤部会そして本日の環境審議会と、大変短い期間の間に熱心にご審議をいただきました。厚く御礼申し上げます。

ただいまちょうだいいたしました答申に沿いまして、ダイオキシン類対策特別措置法の手続に従い、都として早急に対策地域を指定し、対策計画を策定してまいる所存でございます。

なお、今後汚染者負担の原則をもとに対策計画を進めるため、公害防止事業費事業者負担法に基づく費用負担計画につきまして、また改めて環境審議会に諮問させていただく予定でございます。その際にはどうぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

皆様のこれまでのご審議に対しまして重ねて感謝申し上げます。今後とも都の環境行政にお力添えいただきますようお願い申し上げます。

本日は大変ありがとうございました。

○横山会長 第 2 にその他がございます。予定された時間より少しまだ余裕があるようでございますが、何か委員の方から格別なご発言ございますでしょうか。——またそう遠くないうちにこの費用負担計画のことについてお集まりいただくことになるとは思いますが、ひとつその節にはまたよろしく願い申し上げます。

それでは、本日の議題は以上で終了いたしました。本日はお忙しい中、長い時間にわたりましてご審議にご参加していただきありがとうございます。

ではこれで第 16 回環境審議会は終了といたします。どうもご苦労さまでございました。

※別図

